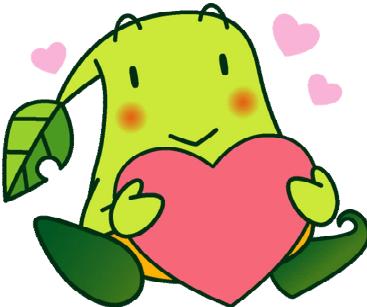


## 必 読

# 真庭市看護師等育成奨学金制度のしおり 【2024 年度版】



真庭市キャラクター「まにぞう」

看護師等育成奨学金は卒業後、市内において看護師等として就職する方のための貸付金です。

貸付を希望する方は、申請する年度のしおりを必ず確認した上で申請してください。

真庭市健康福祉部健康推進課

## 目 次

I	看護師等育成奨学金制度の概要.....	2
1	はじめに.....	2
2	申込みから決定、返還までの流れ.....	2
3	申請資格.....	3
4	貸付けについて.....	3
5	返還・猶予・免除について.....	5
II	手続きについて.....	6
1	新規貸付申請について.....	6
2	貸付けが決定したら.....	7
3	在学しているとき.....	7
4	貸付けが終了したとき（卒業したとき）.....	9
5	返還しているときまたは返還猶予を受けているとき.....	10
6	返還の免除.....	10
7	その他.....	10
III	よくある質問.....	11
IV	様式.....	15
V	条例・規則.....	25

# I 看護師等育成奨学金制度の概要

## 1 はじめに

真庭市では、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」といいます）を養成する施設に在学し、将来において真庭市内の医療機関及び福祉施設（以下「医療機関等」といいます）に看護師等として就職する意思のある方に、真庭市看護師等育成奨学金（以下「看護師等奨学金」といいます）を貸し付けています。

看護師等奨学金は、卒業後、市内において看護師等として就職する方に貸付けるもので、無利子ですが、原則、全額返還の必要があります。ただし、市内医療機関に就職した場合、返還が不要となることがあります。（P 6 参照）

貸付けを希望する方は、しおりを読み、卒業後の進路や返還の負担をよく考えた上で申請してください。

## 2 申込みから決定、返還までの流れ

2024年9月～10月

申請（申請者→真庭市）※P 6

2024年11月中旬

審査（真庭市）

2024年11月中旬

貸付決定通知（真庭市→申請者）

2024年11月下旬

貸付けに関する書類提出（申請者→真庭市）※P 7

2024年12月下旬

貸付開始（真庭市→申請者）

※2024年4月とすることも可能です。（P 3）

卒業【貸付終了】

市内医療機関等への就職

一定期間勤務後、返還免除

### 3 申請資格

看護師等奨学金の申請ができるのは、次の3つの条件を全て満たす方です。  
申請方法についてはP 6を参照してください。

#### ①看護師等養成施設に在学する者

○看護師等を養成する養成施設（※）に在学していること。

養成施設とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する大学、専門学校、高等学校などすべての教育機関が対象となります。

これらの教育機関に在学している全ての学生が対象となります

※養成施設とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条、第20条、第21条及び第22条に規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定した看護師等の養成所をいいます。

#### ②身体が健康であり、品行方正であって、かつ学業成績が良好である者

○在学している養成施設にて、学習評価、人物評価、健康評価を行っていただき（推薦書）、これにより確認します。

#### ③卒業後、市内に事業所を有する医療機関または福祉施設に看護師等として就職する意思がある者

※返還事由が生じた日（卒業等）において、市内において看護師等の業務に従事していない場合、貸付額全額に対する返還義務が生じます。

### 4 貸付けについて

#### （1）貸付額

月額5万円。※無利子

#### （2）貸付を行う期間

貸付開始の月から養成施設を卒業する月まで。

貸付期間の上限は5年間とします。

養成施設における正規の就学期間を貸付期間の上限とします。

希望者には、貸付開始の年度当初（4月）に遡って奨学金の貸付けを行います。

### (3) 貸付けの決定

申請された内容を審査した上で、貸付けの決定を行います。

ただし、希望者が多数の場合は、ご希望に添えない場合もあります。

なお、応募者が多数の場合、適正な審査を行うため追加書類の提出をお願いすることがあります。

### (4) 貸付方法

6月、9月、12月、3月に3か月分まとめて、本人名義の銀行口座へ振り込みます。

(例) 6月の振り込みは、4月、5月、6月の3か月分となります。

### (5) 連帯保証人

貸付けを受けようとする方は、連帯保証人（返還能力のある方）を2名たてなければなりません。連帯保証人のうち1人は、親権者またはこれに準じる方で、他の1人は同居の親族以外の方でなければなりません。

※返還能力のある方とは：給与収入、預金資産、その両方によって奨学金を返還することが可能な方となります。

### (6) 貸付けの休止（休学、停学・留年）

休学または停学・留年の処分を受けたとき、その翌月分から貸付けを休止します。

残りの期間分の貸付けは、復学（留年の場合は進学）した場合、再開します。ただし留年期間は1年間を上限とします。

### (7) 貸付けの打切り（退学、辞退）

養成施設を退学したときや貸付けを辞退したときは、その当該月または翌月から貸付けを打切ります。

返還については、**5 収支・猶予・免除について** **(1) 収支**により行っていただきます。退学日の翌月以降の分として既に貸付けた看護師等奨学金がある場合も、同様に返還していただきます。

看護師等奨学金の返還が滞った場合、**申請者本人や連帯保証人に対し、督促、催告**等が行われる場合があります。なお、返還事務に必要な範囲で、申請者本人や連帯保証人の住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市町村長から取得し、保有し、利用することができますので、ご了承ください。

## 5 返還・猶予・免除について

### (1) 返還

貸付けが終了した後、次項の（2）返還の猶予に該当しなければ、返還となります。

返還期間は、貸付けを受けた期間の2倍の期間とします。

返還方法は、月賦、半年賦、年賦の均等払いとします。

※看護師等の資格を取得した場合、返還開始は1年据え置き、取得した年度の翌々年度から返還が開始されます。

（例1）5年間、貸付けを受けた場合

貸付総額	貸付期間	返還期間	返還金額（月）
300万円	60か月	120か月（10年）	25,000円

（例2）2年間、貸付けを受けた場合

貸付総額	貸付期間	返還期間	返還金額（月）
120万円	24か月	48か月（4年）	25,000円

### (2) 返還の猶予

次の①から④のいずれかに該当する場合は、返還の猶予を受けることができます。

①看護師等の免許を取得後、市内医療機関等に就業しているとき。

ただし、猶予期間は、申請者が実際に貸付けを受けた期間と同等期間内です。

②卒業後、市外の看護師等養成施設や大学等に進学し、在学しているとき。

③卒業し、看護師等の免許を取得していない場合は、再受験のため市内医療機関に就職したとき。（最大で2年間）

④災害、疾病その他やむを得ない理由により、返還が困難なとき。

### (3) 返還の免除

卒業し、看護師等の免許取得後、市内医療機関等にて看護師等として就職し、一定期間（※1）勤務した場合は、返還の免除を受けることができます。

また、免除を受けるためには真庭市へ申請が必要です（P10参照）

※1：一定期間とは、看護師等奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間をいいます。

（例1）5年間、貸付けを受けた場合は、5年間の勤務が必要

（例2）2年間、貸付けを受けた場合は、2年間の勤務が必要

## II 手続きについて

### 1 新規貸付申請について

#### (1) 申請方法

貸付けの申請を行う方は、「(3) 申請書類」を参照し、必要な書類を真庭市に提出してください。

#### (2) 申請受付期間

2024年9月2日（月）から2024年10月31日（木）まで。必着。

#### (3) 申請書類

##### 貸付申請書（様式第1号）

- 「第3号の意思の有無」部分には、将来、市内医療機関等に看護師等として就職する意思の有無について、簡単に記載してください。
- 「貸付期間」の終了時期については、養成施設を卒業する年月を記載してください。また、申請年度の4月分から貸付けを希望する方は、開始時期を、申請する年度の4月と記載してください。
- 「貸付額」については、P3の「(1) 貸付額」を参考に、貸付月額及び貸付総額を記載してください。
- 「連帯保証人」の「年収」には、おおよその金額を記入してください。
- 「連帯保証人」は返還能力がある人を選定してください。

※貸付決定後に、所得証明書を提出していただく必要がありますが、申請時点での提出は不要です。

##### 推薦書（様式第1-1号）

- 養成施設に作成を依頼してください。
- 養成施設から渡された推薦書は、封筒に入っていますので、開封しないでください。

※「成績証明書」などの書類を追加で提出いただく場合があります。

##### 在学証明書

- 養成施設が発行したもの。
- 発行後3か月以内のもの。

##### 住民票の写し

- 世帯員全員の「続柄」及び「筆頭者」が記載されているもの。
- 発行後3か月以内のもの。

※家族と別居で暮らしていても、家族間で生活費、学費、療養費等の仕送りがある場合は、同一世帯となり、別居している方の住民票の提出も必要となります。（例：父母等で勤務地の関係で別居している者や修学や病気療養等のために一時別居している者）

## 2 貸付けが決定したら

### (1) 提出期限

貸付けの決定を受けた方は、「(2) 申請書類」を参照し、必要な書類を、真庭市に提出してください。

### (2) 申請書類

#### 口座振替依頼書（様式第4号）

- ・振込口座は、奨学生本人名義の口座を記載してください。

#### 誓約書（様式第5号）

- ・氏名欄は奨学生及び連帯保証人が自署をしてください。
- ・連帯保証人は実印を押印してください。

#### 印鑑登録証明書

- ・各連帯保証人に関する、発行後3か月以内のもの。

#### 所得証明書

- ・各連帯保証人に関する、発行後3か月以内のもの。

## 3 在学しているとき

以下の要件に該当する場合は、真庭市へ届出等が必要です。

休学、復学、退学、辞退の場合、事前に真庭市までご連絡ください。

#### 要件：休学・停学・留年

##### 異動届出書（様式第8号）

- ・休学または停学・留年の処分を受けた場合、ただちに（10日以内）に提出してください。
- ・翌月から貸付けを休止します。

#### 要件：復学や留年からの進学

##### 異動届出書（様式第8号）

- ・休学や停学の処分を受けた後に復学した場合や、留年の処分を受けた後に進学した場合、ただちに（10日以内）に提出してください。
- ・翌月から貸付けを再開します。

##### 在学証明書

- ・養成施設が発行したもの。
- ・発行後3か月以内のもの。

**要件：退学****異動届出書（様式第8号）**

- ・退学した場合、ただちに（10日以内）に提出してください。

**要件：辞退****異動届出書（様式第8号）**

- ・看護師等奨学金の貸付けを辞退する場合、提出してください。

**要件：貸付けの廃止を受けたとき（退学・辞退）****借用証書（様式第6号）**

- ・収入印紙を貼り付け、奨学生の印鑑にて消印をしてください。

**返還明細書（様式第7号）**

- ・「返還予定方法」は、月賦、半年賦、年賦のいずれかを選択してください。
- ・「1回あたりの返還予定額」は、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間において、返還が完了する金額以上の額を記載してください。

**○準備いただく収入印紙は？**

印紙税額は、借用金額によって異なります。

借用金額が10万円までは200円を、50万円までは400円を、100万円までは1,000円を、500万円までは2,000円の収入印紙を、借用証書に貼り付ける必要があります。

#### 4 貸付けが終了したとき（卒業したとき）

養成施設を卒業したときに提出が必要な書類は、進路によって異なります。

要件：市内医療機関等に看護師等として就職	
	<b>異動届出書（様式第8号）</b> ・資格取得後、ただちに（10日以内）に提出してください。
	<b>借用証書（様式第6号）</b>
	<b>返還明細書（様式第7号）</b>
	<b>返還猶予申請書（様式第11号）</b> ・「返還猶予の期間」は、奨学生が貸付けを受けた期間に相当する期間分を終期として記載してください。
	<b>在職証明書</b> ・就職した市内医療機関等が発行したもの。（任意様式）
要件：市外の看護師等養成施設や大学等に進学	
	<b>異動届出書（様式第8号）</b> ・進学後、ただちに（10日以内）に提出してください。
	<b>借用証書（様式第6号）</b>
	<b>返還明細書（様式第7号）</b>
	<b>返還猶予申請書（様式第11号）</b> ・「返還猶予の期間」は、進学した市外の看護師等養成施設や大学等の正規の就学期間を終期として記載してください。
	<b>在学証明書</b> ・進学した市外の看護師等養成施設や大学等が発行したもの。（任意様式）
要件：資格未取得、再受験のため市内医療機関等に就職	
	<b>異動届出書（様式第8号）</b> ・卒業後、ただちに（10日以内）に提出してください。
	<b>借用証書（様式第6号）</b>
	<b>返還明細書（様式第7号）</b>
	<b>在職証明書</b> ・就職した市内医療機関等が発行したもの。（任意様式）

## **5 返還しているときまたは返還猶予を受けているとき**

返還中または返還猶予期間中は、毎年4月に書類の提出が必要となります。

### **現住所届（様式第15号）**

#### **住民票の写し**

- ・発行後3か月以内のもの。

## **6 返還の免除**

市内医療機関等にて看護師等として就職し、一定期間勤務後、必要書類を提出することにより、返還の免除が受けられます。

### **返還免除申請書（様式第13号）**

- ・「返還免除希望額」は、貸付総額を記載してください。  
※返還済みの金額がある場合は、返還未済額と同額となります。

### **在職証明書**

- ・就職した市内医療機関等が発行したもの。（任意様式）

## **7 その他**

貸付けを受けた方（返還期間中の方も同様）は、以下の要件に該当する場合は、必要な書類を提出してください。

要件：死亡、連帯保証人の変更、転居・転職、改名、その他重要な事項

### **異動届出書（様式第8号）**

- ・必要に応じて添付書類をお願いすることがあります。

### **III よくある質問**

#### **(1) 共通**

**Q 各種申請書の住所は申請書と違ってもいいですか。**

**A 申請書に記載する住所は、真庭市からの通知文書等が届く住所としてください。**

#### **(2) 貸付けについて**

**Q 他の奨学金等との併用はできますか。**

**A 他の奨学金との併用は可能です。しかしながら、他の奨学金制度において併用を禁止している場合が想定されますので、それぞれの奨学金を運営する団体に真庭市看護師等育成奨学金との併用が可能かお問い合わせください。**

**※真庭市教育委員会が貸付けを行っている「真庭市奨学金」との併用は可能です。**

**Q 貸付申請の際に、就職を希望する市内医療機関を決めておく必要がありますか。**

**A ありません。申請時には、将来、看護師等として市内医療機関等に就職する意思のみを確認させていただきます。**

**Q 貸付けの際に所得制限がありますか。**

**A ありません。**

**Q 貸付けの決定可否について、いつごろ判明しますか。**

**A 希望者数にもよりますが、11月ごろに決定し、通知します。ただし、貸付希望者が、貸付想定者数を上回った場合は貸し付けできることがあります。**

**Q 貸付けを受ける振込口座はどこの金融機関でもよいですか。**

**A どこでもよいです。ただし、申請者（学生）本人名義の口座としてください。**

### (3) 卒業後の進路について

Q 奨学生になれば、市内医療機関等への就職が確約されるのでしょうか。

A 市内医療機関等への就職を確約するものではありません。卒業時に、就職を希望する市内医療機関等が行う採用試験等を受けていただく必要があります。

Q 養成施設を卒業後、看護系大学に進学します。返還猶予してもらえますか。

A この場合は、返還猶予の対象です。なお、貸付けを受けた期間が5年間に満たない場合は、追加で奨学金の貸付けを受けることができます。

Q 養成施設を卒業後、看護系大学以外に進学しても、返還猶予されますか。

A この場合は、返還猶予の対象外です。この場合、返還猶予の対象となる教育機関は、看護師等として業務を行うための高度な知識と技術を学ぶための教育機関とさせていただきます。詳しくは、真庭市にお問い合わせください。

Q 看護師等の試験に不合格のため、市内医療機関に就職して再試験を受けましたが、不合格でした。次年度、再試験を受けるまで、返還猶予してもらえますか。

A この場合は、返還猶予の対象です。ただし、再試験による返還猶予は2年間を限度としますので、卒業時の受験から数えて3回不合格となった場合、次年度からは、返還猶予は終了となります。

### (4) 返還について

Q 卒業後、看護師資格を取得し、市内医療機関に就職しましたが、返還はいつから開始したらよいでしょうか。

A まずは返還猶予申請を行っていただくことになります。その後、市内医療機関にて一定期間勤務した後に、返還免除の申請を行っていただくことで、返還不要となります。

※ 一定期間とは、看護師等育成奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間（最大5年間）となります。

Q 奨学金を5年間受け取り、市内医療機関に就職しました。その後、3年間勤務した後に市外医療機関に転職しました。返還は必要でしょうか。

A この場合、返還免除は5年間の市内医療機関勤務が条件となりますので、市外医療機関へ転職した場合、借り受けた奨学金は全額返還していただくことになります。

Q 月々の返還額を少なくできますか。

A 月々の最小返還額は25,000円となります。

Q 疾病・けが等により返還ができない場合、返還猶予してもらえますか。

A 返還猶予申請書及び医師の診断書（疾病・けが等に関する具体的な病名及び療養に要する期間の記載があることが必須）を提出してください。

審査の上で猶予を決定します。申請した方全てが猶予となるわけではありません。なお、診断書記載の期間のみが猶予の検討対象となります。

## (5) 免除について

Q 市内医療機関等での就職後、返還猶予中に産前産後休暇や育児休暇を取得しました。この場合、返還免除の申請可能時期が遅れるのでしょうか。

A 産前産後休暇や育児休暇を取得した期間中も就業期間に加えますので、返還免除の申請可能時期が取得しなかった方と比べて遅れることはありません。

Q 市外医療機関に就職後、市内医療機関等に転職しました。この場合、返還免除してもらえますか。

A この場合、返還免除の対象です。市内医療機関等での一定期間勤務後に、返還免除を行いますので、必要書類を提出してください。ただし、市内医療機関に勤務した時点における返還未済額が返還免除の対象となります。

また、返還猶予も対象となりますので、必要書類を提出していただくことで対応させていただきます。

## (6) その他

Q 手続きに必要な書類・しおりを紛失してしまいました。

A 真庭市のホームページから各種提出書類・しおりが印刷できます。

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/37/>

インターネットを利用できない場合、郵送にて送付しますのでご連絡ください。

## IV 様式

様式第1号(第2条関係)

### 真庭市看護師等育成奨学金貸付申請書

年　月　日

真庭市長　　様

真庭市看護師等育成奨学金の貸付けを受けたいので、真庭市看護師等育成奨学金条例施行規則第2条の規定により申請します。

条例 第2条に 規定する 資格	フリガナ 氏名	印		性別		
	住所					
	生年月日	年　月　日	連絡先電話番号			
	養成施設名					
	入学年月	年　月				
	卒業予定年月	年　月				
第3号の意思の有無						
貸付期間		年　月　から　年　月　まで				
貸付額	月額	円				
	総額	円				
連帯 保証人	氏名	印	生年月日	年　月　日		
	住所					
	連絡先電話番号			申請者との続柄		
	勤務先	年　収		万円		
	氏名	印	生年月日	年　月　日		
	住所					
連絡先電話番号			申請者との続柄			
勤務先	年　収		万円			
決定区分※		<input type="checkbox"/> 許可する		<input type="checkbox"/> 許可しない		
許可条件又は理由※						

※印の欄は記載しないでください。

添付資料

- 1 学校長の発行する在学証明書及び推薦書
- 2 住民票の写し(世帯全員のわかるもの)

様式第1-1号(第2条関係)

奨学生推薦書

フリガナ			性別	
氏名			生年月日	
学校・学科・学年				
入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月	
学習評価	学習成績の評価		特定所見	
	算定平均値 (5段階評価)	.		
推薦所見	人物、健康、その他に関する推薦参考事項			
上記の者は、人物及び学術ともに優秀で身体康健であり、ここに眞庭市看護師等育成奨学生として推薦します。				
眞庭市長 様			年 月 日	
養成施設名 職・氏名			印	

捺印の欄はいずれかに○をしてください。  
窓封のうえ申請者本人にお渡しください。

様式第4号(第3条関係)

真庭市看護師等育成奨学金口座振込依頼書

年　月　日

真庭市長 様

[奨学生]

住所

氏名

印

私が貸付けを受ける真庭市看護師等育成奨学金について、次の金融機関の口座へ振り込み願います。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 支所
口座番号	普通(総合) 当座	
(フリガナ) 口座名義人		

備考

- 1 振込口座は、奨学生本人名義の口座を記入してください。

様式第5号(第3条関係)

誓約書

年　月　日

真庭市長様

[奨学生]

住所

氏名

印

【決定番号： 第 号】

[連帯保証人]

住所

氏名

印

(親権者又はこれに準ずる者)

住所

氏名

印

私は、真庭市看護師等育成奨学金を 年 月から 年 月まで月額 円を借り受けるにあたり、奨学生として真庭市看護師等育成奨学金条例、真庭市看護師等育成奨学金条例施行規則及びその他の指示を堅く遵守することはもとより、奨学金の返還その他すべての義務を誠実に履行することを誓約いたします。

※連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)及び所得証明書(誓約書を提出する月の属する年度分)を添付してください。

※氏名欄は自署をしてください。

※誓約書を提出後、本人控用として写しを交付しますので、貸付けが終了し借用証書を提出するまで大切に保管してください。

様式第6号(第5条関係)

真庭市看護師等育成奨学金借用証書

収入印紙

借 用 金 額	百	十	万	千	百	十	円

真庭市看護師等育成奨学金として上記の金額を借用しました。

つきましては、真庭市看護師等育成奨学金条例、真庭市看護師等育成奨学金条例施行規則及びその他の指示を遵守し、真庭市看護師等育成奨学金返還明細書の記載に従い、潜りなく返還することを誓います。

万一、正当の理由がなくて奨学生の返還を怠った場合は、返還期限にかかわらず返還未済の全額に対する一括返還の請求を受け、又は強制徵収の処置をとられても異議ありません。

年　月　日

真庭市長　　様

奨学生　　住所  
氏名　　　印  
【決定番号：　　第　　号】  
連帯保証人　住所  
(親権者又はこれに準ずる者)　　氏名　　　印  
連帯保証人　住所  
氏名　　　印

様式第7号(第5条関係)

真庭市看護師等育成奨学金返還明細書

真庭市長 様

年 月 日

奨学生	氏名	印
【決定番号： 第 号】		
連帯保証人	氏名	印
(親権者又はこれに準ずる者)		
連帯保証人	氏名	印

次のとおり、借用しました奨学生を返還します。

返還予定期間	年間	返還開始予定	年 月
		返還終了予定	年 月
返還予定方法	月賦 半年賦 年賦 その他( )		
1回あたりの 返還予定期額	毎期 円	返還予定総額	円
本人	氏名		
	生年月日		職業 (勤務先)
	本籍		
	現住所		

様式第8号(第6条関係)

真庭市看護師等育成奨学金異動届出書

年　月　日

真庭市長　　様

[被学生]

住　所

氏　名

印

電話番号

下記のとおり届出事由が生じたので、真庭市看護師等育成奨学金条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

貸付決定番号	第　　号			
貸付期間	年　月から　年　月まで			
異動事由	記　事	内　容　・　理　由		
卒　業	年　月　日			
資格取得	年　月　日			
休学・復学・退学・停学	年　月　日			
進学・原級留置 (　留　年　)	年　月　日			
転学・進学	年　月　日			
死　亡	年　月　日			
貸付辞退	年　月　日			
連帯保証人の変更	年　月　日			
転居・転職・改名又は転籍	年　月　日			
その他重要な事項	年　月　日			

様式第11号(第10条関係)

真庭市看護師等育成奨学金返還猶予申請書

年　月　日

真庭市長様

真庭市看護師等育成奨学金の返還猶予を受けたいので、真庭市看護師等育成奨学金条例施行規則第10条の規定により申請します。

申請者	住 所	
	氏 名	印
貸 付 決 定 番 号	第 号	
貸付けを受けた期間	年 月から	年 月まで
貸 付 総 額	円	
既に返還した金額	円	
返 還 未 濟 額	円	
返 還 猶 予 の 期 間	年 月から	年 月まで
返 還 猶 予 の 事 由		
事業効果の調査を目的とする場合に限り、勤務する市内医療機関等に対し、真庭市が、勤務状況の聞き取りを行うことに同意します。		印

備考

- 1 理由が真庭市看護師等育成奨学金条例第9条第1号の場合は在職証明書、同条第2号の場合は在学証明書、同条第3号の場合は罹災証明書又は医師の診断書等を添付してください。

※以下は、申請者は記入しないでください。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する	<input type="checkbox"/> 承認しない
承認条件又は理由		

様式第13号(第11条関係)

真庭市看護師等育成奨学金返還免除申請書

年　月　日

真庭市長様

真庭市看護師等育成奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、真庭市看護師等育成奨学金条例施行規則第11条の規定により申請します。

申請者	住 所				
	氏 名	印			
貸 付 決 定 番 号	第 号				
貸付けを受けた期間	年	月から	年	月まで	
貸 付 総 額	円				
既に返還した金額	円				
返 還 未 濟 額	円				
返 還 免 除 希 望 額	円				
返 還 免 除 の 事 由					
事業効果の調査を目的とする場合に限り、勤務する市内医療機関等に対し、真庭市が、勤務状況の聞き取りを行うことに同意します。					印

備考

- 1 理由が真庭市看護師等育成奨学金条例第10条第1項第1号の場合は在職証明書、同項第2号の場合は医師の診断書又は死亡届の写し等を添付してください。

※以下は、申請者は記入しないでください。

決定区分  承認する  承認しない

承認条件又は理由

様式第15号(第12条関係)

現住所届

年 月 日

真庭市長 様

[借受者]

住所

氏名

印

真庭市看護師等育成奨学金条例施行規則第12条の規定により届け出ます。

貸付決定番号	第 号
貸付けを受けた期間	年 月から 年 月まで
貸付総額	円
現在の状況 (該当する方へ○印)	奨学金を返還している・奨学金の返還猶予を受けている
本籍地	
信用書に記載の住所	
年4月1日の現住所	
勤務先 (在学中の場合は学校名)	
備考	

※住民票の写しを添付してください。

## V 条例・規則

○真庭市看護師等育成奨学金条例（令和2年6月12日 真庭市条例第22号）

### (目的)

第1条 この条例は、将来真庭市内の医療機関等において保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、真庭市看護師等育成奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、看護師等の育成及び確保を図り、もって本市の地域医療の向上に資することを目的とする。

### (奨学生の資格等)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条、第20条、第21条、第22条に規定する文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事が指定した看護師等の養成所（以下「養成施設」という。）に在学していること。
- (2) 身体が健康であり、品行方正であって、かつ、学業成績が良好である者であること。
- (3) 養成施設を卒業した後、本市内に事業所を有する医療機関、福祉施設その他市長が適当と認める機関（以下「市内医療機関等」という。）に看護師等として業務に従事する意思を有していること。

### (奨学金の額)

第3条 奨学金は、月額5万円以内の範囲で市長が別に定める。

2 奨学金は、無利息とする。

### (奨学金の貸付申請)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定めるところに従い、貸付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は自らが在学する養成施設の長の推薦を得るものとする。

### (貸付けの決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、予算の範囲内において奨学金の貸付けを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (奨学金の貸付期間)

第6条 奨学金の貸付期間は、貸付決定日の属する月から、養成施設における正規の就学期間の終了する月までとする。ただし、貸付期間の上限は5年間を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者の希望があった場合は、貸付期間の開始月は当該貸付決定日の属する年度の4月から行うことができる。

### (奨学金貸付けの休止又は廃止)

第7条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸付けを休止し、又は廃止するものとする。

- (1) 死亡し、又は退学したとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良になったと認められるとき。
- (3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (4) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき。

2 市長は、奨学生が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間、奨学金の貸付けを行わないものとする。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金は、看護師等の資格を取得した年の翌年度から1年間据え置き、措置期間満了後、貸付けを受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦、半年賦又は年賦で別に定めるところに従い返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金は、全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

(返還の猶予)

第9条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続する間、奨学金の返還の債務を猶予することができる。

- (1) 市内医療機関等に看護師等としてその業務に従事しているとき。
- (2) 養成施設を卒業後、なお看護師等の業務を行うための高度な知識及び技術を習得するための教育機関に在学しているとき。
- (3) 災害、疾病その他の理由により奨学金の返還が困難であると市長が認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(返還の免除)

第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 奨学金の貸付けを受けた期間の相当期間を、市内医療機関等に看護師等として業務に従事したとき。
- (2) 市内医療機関等に看護師等として業務に従事する期間中、死亡し、又は心身の故障その他特別の事情により、その業務を行うことができなくなつたとき。

2 前項に定めるもののほか、免除に必要な事項は市長が別に定める。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

○真庭市看護師等育成奨学生条例施行規則（令和2年6月12日 真庭市規則第82号）

(趣旨)

第1条 この規則は、真庭市看護師等育成奨学生条例(令和2年真庭市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 条例第4条の規定により申請者は、貸付けを希望する期間、入学年月、卒業予定年月その他市長が必要と認める事項を記載した真庭市看護師等育成奨学生貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 養成施設の長の発行する在学証明書及び推薦書

(2) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する申請書類の受付期間は、市長が毎年度定める期間とする。

3 申請者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人の1人は、親権者又はこれに準ずる者、他の1人は同居の親族以外の者となるようにしなければならない。

4 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

(貸付けの決定、通知等)

第3条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学生の貸付けの可否を決定しなければならない。なお、この審査において、一般社団法人真庭市医師会の意見を聴取することができる。

2 市長は、貸付けすることを決定したときは真庭市看護師等育成奨学生貸付決定通知書(様式第2号)により、貸付けしないことを決定したときは真庭市看護師等育成奨学生貸付不採択通知書(様式第3号)により申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

3 前項の規定により、奨学生の貸付けの決定通知を受けた者は、市長が定める日までに真庭市看護師等育成奨学生口座振込依頼書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、奨学生貸付台帳を整備し、奨学生の貸付けを決定した者の管理を行うものとする。

(奨学生の交付)

第4条 奨学生は、奨学生となった日の属する月から、3か月分ずつを直接本人に交付するものとする。

2 条例第6条第2項の規定により貸付期間の開始月を当該貸付決定の日の属する年度の4月とする者に対する経過月分の奨学生は、市長が定める日に一括して交付するものとする。

(借用証書及び返還明細書)

第5条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、在学中に貸付けを受けた奨学生の総額について連帯保証人と連署した真庭市看護師等育成奨学生借用証書(様式第6号)及び真庭市看護師等育成奨学生返還明細書(様式第7号)を直ちに市長に提出しなければならない。

(1) 卒業し、又は奨学生貸付期間が満了したとき。ただし、条例第9条第2号に規定する教育機関に進学する場合は、当該教育機関を卒業したとき。

(2) 奨学生の貸付けを廃止されたとき。

2 借受者は、前項の返還明細書に記載した事項に変更があったとき又は返還明細書に記載した事項を変更しようとするときは、市長に変更の内容を記載した返還明細書を提出し、その承認を受けなければならない。

(届出)

第6条 奨学生、借受者又は連帯保証人は、次に掲げる事由が生じたときは、真庭市看護師等育成奨学金異動届出書(様式第8号)により、当該事由が生じた日から10日以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 看護師等の資格を取得したとき。
- (3) 休学、復学又は退学したとき。
- (4) 進学又は原級留置したとき。
- (5) 停学その他の処分を受けたとき。
- (6) 連帯保証人を変更するとき。
- (7) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (8) 住所、本籍、職業その他重要な事項に異動が生じたとき。

(貸付けの休止又は廃止)

第7条 市長は、条例第7条の規定により奨学金の貸付けの休止又は廃止をしたときは、その旨を真庭市看護師等育成奨学金貸付休止(廃止)通知書(様式第9号)により奨学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸付けの再開)

第8条 市長は、奨学金の貸付けを休止された者が、復学等により第6条の規定による異動届出書を提出したときは、その休止の事実が消滅した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを再開することができる。ただし、休止した期間が1年間を超える場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により奨学金の貸付けを再開したときは、その旨を真庭市看護師等育成奨学金貸付再開通知書(様式第10号)により奨学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(奨学金の返還)

第9条 借受者は、条例第8条第1項の規定により奨学金を返還するときは、第5条の規定により提出した返還明細書に従い返還しなければならない。

2 借受者は、条例第7条の規定により貸付けが廃止されたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間の2倍の期間内に、その奨学金全額を月賦、半年賦又は年賦により返還しなければならない。

3 奨学生又は借受者は、看護師等の国家資格を取得できなかった場合は、その事由の生じた日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間の2倍の期間内に、その奨学金全額を月賦、半年賦又は年賦により返還しなければならない。

(返還の猶予)

第10条 条例第9条の規定による、奨学金の返還債務の猶予を受けようとする借受者は、真庭市看護師等育成奨学金返還猶予申請書(様式第11号)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、真庭市看護師等育成奨学金返還猶予承認書(様式第12号)により借受者に通知するものとする。

3 前条第3項の場合において、借受者が看護師等の国家資格を再度取得するために市内医療機関等に就職したときは、当該医療機関等に就職した月から起算して2年間を限度として、返還債務を猶予するものとする。

(返還の免除)

第11条 条例第10条第1項の規定により、奨学金の返還債務(すでに返還された奨学金を除く。)の免除を受けようとする者は、真庭市看護師等育成奨学金返還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、真庭市看護師等育成奨学金返還免除承認書(様式第14号)により借受者に通知するものとする。

(責務)

第12条 奨学金を返還している者及び奨学金の返還を猶予されている者は、奨学金の返還が完了するまでの間、毎年4月に現住所を証明する書類等添付した現住所届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。